

○大雪消防組合コミュニティ消防センター 設置条例施行規則

〔平成26年4月8日〕
規則第5号

改正 平成28年3月28日規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、大雪消防組合コミュニティ消防センター設置条例（平成26年大雪消防組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第2条 条例第6条の規定により、大雪消防組合消防コミュニティ消防センター（以下「消防センター」という。）を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、使用申請書（別記様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（承認の決定等の通知）

第3条 管理者は、前条の規定による申請を審査し承認したときは、使用承認書（別記様式第2号）を申請者に通知する。

2 前項の規定する場合において、使用の承認をしないときは、不承認通知書（別記様式第3号）を申請者に通知する。

（遵守事項）

第4条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）管理者の許可を受けずに、張り紙等の行為又は物品等を持ち込まないこと。
- （2）所定の場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。
- （3）許可された以外の室に出入りしないこと。
- （4）許可を受けた施設、設備又は備品以外のものを使用しないこと。
- （5）使用後は、備品等を所定の場所に返却し、火気及び煙草の吸殻等を点検し室内を清掃すること。
- （6）消防センターの鍵は、使用者が責任をもって管理し、使用後は施錠し速やかに返納すること。
- （7）使用者は、前各号に掲げるもののほか管理者の指示に従うこと。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、消防センターの運営管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第3編 行政一般（大雪消防組合コミュニティ消防センター設置条例施行規則）

別記様式第1号(第2条関係)

大雪消防組合コミュニティ消防センター使用申請書

年 月 日

大雪消防組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

印

大雪消防組合コミュニティ消防センターを、次のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
使 用 室 名	
使 用 人 数	
使 用 備 品	
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 電話
備 考	

第3編 行政一般（大雪消防組合コミュニティ消防センター設置条例施行規則）

別記様式第2号(第3条関係)

大雪消防組合コミュニティ消防センター使用承認書

年 月 日

様

大雪消防組合管理者

印

年 月 日に申込のあった消防センターの使用は、下記により承諾します。

記

1 使用目的

2 使用期間 年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

3 使用室

4 使用人数

5 使用備品

※注意事項

- (1) 管理者の許可を受けずに、張り紙等の行為又は物品等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (3) 許可された以外の室に出入りしないこと。
- (4) 許可を受けた施設、設備又は備品以外のものを使用しないこと。
- (5) 使用後は、備品等を所定の場所に返却し、火気及び煙草の吸殻等を点検し室内を清掃すること。
- (6) 消防センターの鍵は、使用者が責任をもって管理し、使用後は施錠し速やかに返納すること。
- (7) 使用者は、前各号に掲げるもののほか管理者の指示に従うこと。

記様式第3号(第3条関係)

大雪消防組合コミュニティ消防センター不承認通知書

年 月 日

様

大雪消防組合管理者 印

年 月 日に申込のあった消防センターの使用は、下記の理由により認められませんので通知します。

記

認められない理由

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(~300)